



農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 12 月 28 日

二本松市長 新 野 洋



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
原セ 2（原セ大畑、原セ日照田） 集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成 27 年 12 月 9 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
○ 経営体数
〔 法人 1 経営体
 個人 6 経営体 〕

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構を通して、集落内の中心となる経営体に貸し付けることとする。

6. 地域農業の将来のあり方
既存の集落営農組合を法人化するために検討を重ねた結果、法人格の取得、経営判断の迅速性、内部留保、融資など法人化のメリットを生かし、競争が激化する農業情勢に耐え得る経営体にしていくよう、基盤を強化していくことが集落営農の将来のあり方である。
そのためには、新たにできた法人は経営の合理化や販売の多様化を検討し、経営体力をつけ、条件不利地の管理もおろそかにしないことを目指していく。また、経営の中心は当該法人であっても、農地・水路・環境の管理は、集落内で力を合わせていく。場合によっては、法人が管理作業料を賃金として支払い、地域全体で農業を維持する体制とすることとした。